

周南市監査委員 中 村 研 二

周南市監査委員 清 水 芳 将

定期監査結果の報告に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し市長等に提出しましたが、同条第12項の規定により、市長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、公表します。

1 監査の対象

行政管理部

行政管理課、人事課、情報管理課、防災危機管理課、庁舎建設課

2 監査の範囲

平成30年4月（一部平成29年4月）から平成30年10月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

平成31年1月10日から平成31年4月4日まで

4 監査の結果に基づき措置を講じた内容

人事課

(1) 共通的事項

ア	指摘事項	旅費について、算定に誤りのあるものがあつた。
	措置状況	適正な算定による旅費を支出しました。

(2) 支出事務

ア	指摘事項	業務委託料について、過払いとなっているものがあった。
	措置状況	過払い分を是正し、適正な業務委託料を支出しました。
イ	指摘事項	給与等の支出負担行為兼支出命令書について、周南市職務権限規程に基づく決裁がされていないものがあった。
	措置状況	同職務権限規程に基づく決裁をしました。